

申請者にて両面記入後提出、事務局にて内容確認・許可証欄を記入後、両面コピーし申請者へ渡す。

様式第1号(第6条関係)

事務局長	次長	管理者	係	貸出 担当者	返却 確認者	課員	社協記入欄 申請受付番号 _____号

福祉車両利用（貸出）申請書

西原村社会福祉協議会長 吉井誠 様

令和 年 月 日

西原村社会福祉協議会福祉車両貸出事業に関する要項第6条第1項の規定により
次のとおり申請します。

記

申請者氏名	Ⓜ	□使用責任者
連絡先 (住所・電話)	西原村 携帯・自宅()	
使用車両	□軽乗用リフト車(熊本580よ96-24)	※社協の車椅子貸出し □要 □不要
使用日時	令和 年 月 日()曜日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	
使用目的 (具体的に)		福祉車両を利用される方 (車椅子等利用者の方) □高齢者 □障がい者 □子ども □一般 □その他 ()
行き先 (経路等)		
運転者名 (免許証写し)	(ふりがな) 氏名 _____ □申請者・使用責任者と同じ □免許取得後1年以上 □免許証写し添付	
運転者自身の 自動車任意保険	他車運転特約の加入 □加入している □未加入 ※加入している場合の保険会社名 ()	
※運転者が使用 責任者の場合は 記入してくださ い。	住所	熊本県阿蘇郡西原村
	氏名	(ふりがな) _____
	連絡先	携帯・自宅 ()

【重要】福祉車両利用申請(許可)にあたっては、裏面記載の「車両使用に関する誓約事項」全てに同意が必要です。

福祉車両利用(貸出)許可証・誓約同意書

下記の誓約事項、全てに同意(☑)し署名が必要です。

「車両使用に関する誓約事項」

- 道路交通法令等を順守し、常に安全な運転を行います。
- 車両を使用する際に車両点検を行い安全確認のうえ使用します。
- 車両は、許可を受けた使用目的以外(営利目的等)に使用しません。
- 車両を第三者へ転貸しません。
- 申請書に記載された運転者以外は運転しません。
- 危険物又は車両の故障若しくは汚損の原因となるような物品等は持ち込みません。
- 車両内での飲酒や喫煙はしません。
- 車両は適正に管理し、故障、事故等が生じた場合には、速やかに社協に報告します。
- 車両を返却するときは、車両内外の清掃を行い、使用した相当分の燃料を補給したうえで、返却します。
※病院、施設、理美容院等、社会生活上必要不可欠な外出場合は燃料を免除する。
- 災害等、その他の事情で、車両を福祉事業又は公用に使用する必要が生じた場合は許可の取り消しを受けることを了承します。
- 車両の利用中に発生した事故に対する補償は、運転者の加入している保険の「他車運転特約」を優先します。その他の場合は、使用車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び任意保険の補償範囲内での補償となることを了承し、補償範囲以外の補償は求めません。また、この保険の対象とならない損害賠償等、乗降補助装置等の操作誤りによる事故等、その他一切の責任は、すべて使用者が負うものとしします。
- 車両の借受け・返却は、他の事業に支障がないよう下記の貸出可能時間帯を守ります。
(貸出可能時間帯) 原則として平日の午前9時30分から午後3時00分まで。
- 車両の乗降補助装置等について、適切な操作方法により安全に心がけます。
- 利用申請の変更又は許可の取消しを受けようとするときは、速やかに申し出ます。

事故発生時 の対応

万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた(与えられた)場合は、警察(ケガ等がある場合は消防(救急))に速やかに連絡するなど、法令等に基づく処置を適切に取り対応します。

申請の際に提示した私の個人情報を、公用車両貸出業務に使用することに同意します。

★上記の車両使用に関する誓約事項に同意します。署名

※必須

福祉車両利用(貸出)許可証

様

西原村社会福祉協議会福祉車両貸出事業に関する要項第6条第2項の規定及び、福祉車両利用申請書の内容並びに車両使用に関する誓約事項を遵守することを条件として利用(貸出)を許可します。

令和 年 月 日

社会福祉法人西原村社会福祉協議会長 吉井 誠 (印)